

平成30年度9月第6回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 平成30年9月26日(水)午前 9時35分
- 閉会日時 平成30年9月26日(水)午前 10時30分
- 開会場所 美浦村役場3階 委員会室

○出席委員

- 教育長 糸賀 正美
- 教育長職務代理者 山崎 満男
- 委員 小峯 健治
- 委員 浅野 千晶
- 委員 栗山 秀樹

○出席事務局職員

- 教育次長兼学校教育課長 中澤 眞一
- 指導室長 及川 和男
- 子育て支援課長 藤田 良枝
- 生涯学習課長 木村 光之
- 美浦幼稚園長 坂本 千寿子
- 大谷保育所長 保科 八千代
- 木原保育所長 永井 弘子

○欠席委員 なし

○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

案件		審議結果
報告第1号	美浦村立小中学校熱中症対応指針(案)について	—
報告第2号	美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針(案)について	—
報告第3号	平成30年第3回定例会における一般質問・答弁「いじめをスマホで通報」について	—

教育長

定例教育委員会にご出席いただきましてありがとうございます。私から2点ほどお話をさせていただければと存じます。1点目ではありますが、美浦中学校の体育祭と各小学校の運動会が開催されました。ご出席いただきましてありがとうございます。特に小学校の運動会は前日、雨が降り続いていたということもあって、グランドコンディションも非常に大変なところもあったわけなんですけども、朝早くから学校の先生方を初め、保護者の方あるいは地域の方が協力をしていただいたということで、無事に開催することができました。本当に感謝しております。2点目ではありますが、9月の議会が無事に閉会しまして全て予算議案が可決されました。その結果、小学校のあり方検討委員会についての諸々の予算についても、議決されたということでありまして、10月のみほ広報にも、あり方検討会を設置しますという旨のお知らせを掲載しております。10月の第1回目の会議に向けまして、これから関係者の日程調整をして10月からあり方検討会を開催していきたいと思っております。こちらにつきましてはその都度、定例教育委員会の場でも議論の結果につきましては、報告をさせていただきたいと思っております。それではただいまより、平成30年度第6回、定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の皆様全員に出席いただいております。教育委員会会議規則第17条第1項により、議事録署名委員を指名いたします。栗山委員にお願いいたします。

【報告第1号 美浦村立小中学校熱中症対応指針（案）について】

指導室長より説明

【補足説明・質疑】

教育長

今回指針案を示させていただいた背景と申しますか、経過も若干補足させていただきます。先だつての定例教育委員会の際に小峯委員から愛知県での小学生6年生の児童が熱中症で亡くなったという新聞の記事を提供いただき、お話をいただきまして、その際に村の中で何らかの指針と申しますか、各学校が迷わないようにそういったものを作ることはどうかというようなお話もいただいたものから、それを踏まえて校長会にも内容を見てもらった上で、今回提示させていただいて、各委員の皆さんからご意見をいただければということで、提案させていただいたものであります。

小峯委員

早速の対応ありがとうございました。村立小中学校についてはこれでよろしいかと思うんですが、問題は外部団体、つまり小中学生が参加する外部の大会に、どういう形で関わっていくかという部分になると思うので、来年度に向けてはその

辺を働きかけていく必要があるのかなというふうに思います。ぜひ、こういったことを広げて、村立の小中学生だけじゃなくて、幅広く健康安全面で基本を確保しながら、精一杯活躍できるようなそういう体制をとっていただければありがたいなというふうに希望いたします。

教育長 それでは、こういった形で定めさせていただいき、今、小峯委員からお話ありました外部の大会に向けての対応というものについてはですね、今後学校や校長会とも来年に向けて考えていくということで対応していきたいと思います。

山崎教育長
職務代理者 外部の対応という、その外部はどこかということですね。夏季大会を行っているのか、市町村委員会の主催になっているところか。あとはそれに参加する部門。もっと考えられるとすれば、子どもたちが参加するスポーツ少年団活動、そういうところの指導者に対する投げかけみたいなことまで考えていかないと。本当に夏季、暑いですから、そして今はもう5月から暑いのでそこら辺の間での子どもの活動全て、一般的に対応というか、こういうものを当てはめていくのかというの、考えていく必要があると思います。

教育長 村としてこういった指針をまず決めましたというところは、広報していく必要があるかと思うんですね。あとは各スポ少なり、ほかの団体が関わってくる外部の大会については、事前の大会の打ち合わせの際に、このあたりもベースに詰めておくというところが必要になるのかなと考えております。

指導室長 学校と連携とりながら対応していきます。

山崎教育長
職務代理者 スポーツ少年団はこういう趣旨がありますから、意識をもって指導してもらう形になりますかね。

【報告第2号 美浦村立小中学校における携帯電話等の取り扱い方針（案）について】
指導室長より説明

【 補 足 説 明 ・ 質 疑 】

教育長 こちらについて背景といいますか、経緯を補足させていただきます。このスマホの学校への持ち込みということについては、教育委員会にも保護者なり、あるいは村議会の議員を通じて話があったことがありました。1つは学校が終わった後、今は車で帰る、迎えに来てもらうということも多いらしいんですけども、その時に中学校にある公衆電話ですかね。硬貨を入れてかけるタイプの電話にどうしても集中してしまい、少し待つようなことが起こってしまうので、どうにかで

きないかというお話がありました。あとスマホの持ち込みについて、学校に保護者から問い合わせがあった事例が幾つかあるらしくてですね、例えば夏休みのサマースクール後に直接塾に向かうため、保護者との連絡用としてスマホを持たせたいんだということで学校に保護者から問合せがあり、これについては許可したことがあると。あるいはバスで体操クラブに通う関係で保護者への連絡用として持たせたいということでも問い合わせがあり、学校で許可を出したそうですが、逆に保護者がうちの子だけそういう特別な扱いで申し訳ないということでやっぱりスマホは持たせないというようなことにしたというのがありました。スマホの取り扱いについては、平成21年に文科省から通知が出ていて、持ち込みスマホの取り扱いについては、地域の実情と実態を踏まえた上で、指針に沿って基本的な方針を定め児童あるいは保護者に周知するよというよなことであります。実際、スマホがこれだけ普及しているという現実があると思うんですね、ただ中学生に持たせること自体どうなのかという議論もあります。中学校に聞くと、だいたい8割位持ってるんじゃないかということで、他の事例を調べてみると、柏市で正式にとったアンケートがあったようなんですが、中学生だとやはり8割方持っているようなんですね。そういったことも踏まえて、連絡手段として今の時代に使うことについてはある程度こういったことも可能だということ、1回示してあげて、全てだめだよということではなく、何らかの指針というか取り扱いについての基準をつくっておけば学校もその都度、判断に困らず統一的にできるのかなというところで、1回こういったものをつくって見たらどうか。そこで提示させていただいた次第でありますのでご意見をお願いいたします。

小峯委員

意見言う前にまず書きぶりですが、1行目美浦村小中学校じゃなくて、美浦村立で「立」が抜けています。それから、児童生徒の「・」がないんだけど3ページの熱中症対応指針では「・」が入っているんですね。「児童・生徒」この辺書きぶりを統一したほうがいいように思います。前のいろんな資料を見ると、何かごちゃまぜで使っていますね。だから、気にしなきゃいいっていうんだったら、気にしないかもしれないけど、同じ資料の中で食い違っているの、書きぶりはそろえるほうがいいのかというふうに思いました。

内容については、やはり何らかの形で指針を示していく必要があるのかなということでは賛成なんです、内容で難しい点は、担任等の教職員に預けること。これはやってみるとわかりますが、非常に難しい。紛失時の後始末をどうすんだということ。私も過去無くなってしまって1万円ぐらい子どもに払ったことがあります。だから、持ってこさせるなら本人に責任持たせるしかないかなということ。学校に持って来たら預けなさいということが厳しいこと。それから、

実はこれ今あるのかどうかちょっと調べてこないまま話すんですが、親との電話しか対応できない小さな専用の携帯電話があります。それだったら何の問題もありません。親との会話ができるわけですから。それはわずか月に何百円かの負担だけで機材等も全部手に入ります。うちもそれを使っていました。もう今は用がなくなったので飾ってありますけど。でも古いもので、今のねスマホにどう対応してるかわかんないんですが、そういうものがあれば今、保護者からの問い合わせに十分対応できるのかなと。例えばこれ高校で言えば、常総学院なんかは完全に駄目なんですよね、持っていったら。ですからもう駅は長蛇の列で電話口に並んでいますよ。10円入れて着いたよって皆やるので。それで何か問題あるのかなと思いますけど、持ってきていろんな問題を起すよりは、今まではっきりしてなかった分、携帯電話いらないだろう。迎えに来るのはもう時間決めて迎えに来ればいいじゃないかというあたりで決めたほうがいいように思います。ただ、確かにもう8割超える子どもたちが、スマホを持っている現実をどう見つめるかっていう部分では、学校側と意見交換していく必要があるのかなというふうには思います。意見になっているのかちょっとよくわかりませんが、以上です。

教育長

文言の統一は行います。また、文科省では登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却したりするなど例示はしているんですね。持ち込ませると。それがありません。また、私ごとでありますけど、自分の娘ですね。上の娘が高校生で、下の娘が中学生ですけれども、下の娘にはスマホは私は持たせてはいません。中学生には必要ないと私は考えていますので。ただ、一方でもう8割持ってるという現実があります。上の娘も高校には持っていくことは許可されてまして、ただ、高校で使用すると厳罰になるというような扱いをしていますね。ただ、実際に持ち込ませてしまっていて、生徒の手から放させないと、どういったことになるかというのはそこまではやっぱり追いきれないところがあるので、どうするかというところが、高校としても悩ましいところのようです。

小峯委員

そういう方法で言うのであれば、朝、現金袋みたいな物を持ってって、それぞれクラスごとに金庫に預け、帰りに返す。そういう方法は今までやってこれは無理なくできました。

浅野委員

私もこの担任等、教職員に預けるということにひっかかったんですけれども、目的は貴重品に値するものがね、紛失したりということがないようにということなのか、あるいは授業中に使用したりして学業に支障を来すのを防ぐためということなのか、その両方なのかによって受け取り方が違うと思うんですけれども、小

中学生というところがまた小学校も中学校もってねと、なりますと、本当に1年生から中学3年生まで持ち方も使い方も違ってくるので、その辺がひっかかるなと思います。その作業はすごく大変だと思いますし、預かるという作業ですね。そして、もしそこから個人情報とかね、何かそういうことで苦情があった場合どうするかとか。そういうことを考えるともう自己責任で持たせるなら、自己責任。もし授業中とかそういうさしさわりのあることをしたら、もう禁止というような形もありじゃないかなあということを思いますので、目的についてお伺いしたいと思います。

教育長

私の意図としては、それぞれ必要があればまた考えることになると思いますけれども、貴重品であるということ。これは事実ではあります。数万円しますのです。それよりは使われることを防ぐことが私はポイントかなと。手元にあると、どうしても使ってしまう。それが授業中、あるいは休み時間の間に写真を撮ったり云々とかですね。それでまた拡散するとかそういう危険性が非常に高いと思いますので、物理的にそういった作業ができないような状況にしないといけないのかなと。あくまで連絡用のツールとして、限定して認める。ただ、そうすると登下校の間どうなのかっていう話が出てくるんです。その辺難しいと思います。ただ、不正にというか授業中なり休み時間に使われることを防ぐことが、一義的な話かなと私は思っております。

浅野委員

そうしますと、不便ではあるでしょうけれども公衆電話に並ぶ、学校というものがその便利さに負けてしまっただけというのはおかしいですけれども、本来の学業を全うするという支障の原因になるものであるということをやはり保護者の方たちによくご理解いただいて、かなり不便ではあっても、登下校については今までの方法で、できるだけお願いしたいということは、どうなんでしょうか。村として指針に値する部分なんではないかなあと思うんですけれども、それこそ電車に乗ってというような遠方ではないわけですし、指針というならば、もうちょっと耐え忍んでもいいかなと思うんですけれども、本当にさまざまな支障が懸念されるなというふうに思います。

教育長

スマホの扱いについては、一方でこういうことも言われています。スマホには、位置情報機能、持っていればどこにいるかがわかるわけですね。逆に登下校時は、持っていれば不慮の事故に巻き込まれた場合に、場所を特定できる。そういった安全面でもスマホは意味があるじゃないかという話もされました。確かにそれも一理あるんですね、位置情報を持っていればどこにいるかがわかります。登下校中に何らかの不慮の事態というかあった場合に、少なくともそこは追える可能性があるというところがあるものですから、だから、一概に全て有害といい

ますか、それだけではないというところもあります。これまで、許可もその都度学校で出していたということですから、その都度判断しているのも、学校としてつらいのかなというところがあってですね、校長会にも原案は示したところでして、校長会としては方針は定めてもらっていいんじゃないかという話なんですけど、文言の中で例えば2の1番のところ（1）ですね。保護者から児童・生徒が保護者へ送迎等の連絡用として使用するためとありますが、これに変わってただ特別な理由によりという文言の方が定めるのであれば、その方がより良いというような意見はありました。

山崎教育長
職務代理者

先ほど言いましたのは預かり方ですね。それに対して学校からの要望等はありませんでしたか。具体的に。

指導室長

預かり方については、学校長会からは具体的には特別なかったですね。

山崎教育長
職務代理者

校長会からはそういう形だと思うんですが、なんせ1台幾らっていうそういう高価なものですから、保管、また預かり方については、きちんと考えて場所とかそういうことも全部説明を整えてからでないとは私にだめだと思うんですね。ただ、今の段階での学校の方針的なものは、実際の中身はどういうなっているかっていうのがちょっとわからないのですが、それに関してはどうですか。

指導室長

先ほどの教育長からもあったように、現在は保護者からの申し出を学校で検討して必要があるという状況であれば、持ち込みを認めています。指針にもあるように持ち込んだ場合は学校で職員室で預かるというような形をとってます。

山崎教育長
職務代理者

となると担任が、預かってそのまま返している形だと思うんですけども、そのところで何ら支障があってはまずいので、そのところの設備等に関しては学校内で話合っただけに教育委員会として対応していくという形をとって、それができて初めかなって思うんですが、多分そんな個数は多くないと思うので、やはり鍵のかかるような、きちんとした保管庫のようなものを用意して、そこで預かるというようなことをした方がいいと思うんです。預かった時はすべてOFFにしておく。それを確認して預かるなど。途中で鳴ったりしますからね。そこまで踏み込んでやっていただければと思います。

指導室長

今のご意見を踏まえまして、対応を考えていきたいと思います。予算等もかかることでありますので、すぐにとということではなかなか難しいと思いますので、来年度に向けてぐらいの話になるかと思っております。

【報告第3号】平成30年第3回定例会における一般質問・答弁「いじめをスマホで通報」につ

いて

指導室長より説明

【 補 足 説 明 ・ 質 疑 】

教育長

こちらについても若干を説明させていただければと思います。こちらの参考資料です。この取手市の教育委員会導入という資料もお配りしてありますけれども、近隣では、取手・牛久で導入されているというものであります。1番早くに導入したのは柏市の教育委員会が早かったらしいですね。費用的には、取手市の場合ですと2,300人対象に1年間で76万ということで、中学校6校の生徒全員2,300人を対象にということであります。これを美浦村に当てはめた場合の費用負担というのが、大体年間12万円ほどになります。ですから費用的には思ったよりも、それほど高くないものなのかなと思います。あともう1つのポイントと私が思いますのは、このアプリを導入しただけではなくて、問題はアプリを使って、相談してくるそういった行為に対してどういった体制で対応していくかというところの体制づくりというのが、ポイントになるのかなと思ってます。ですから大きい自治体では、教育委員会の中に新たにその担当の職員なりを配置、あるいは新たに業務を持たせるのか、そういった形でやっているようなんですけども、美浦村の中では、教育委員会の中、学校教育課だけで考えれば、今のところの教員籍の職員というのは、室長1人というような状況があります。そういった中で、導入した後の支援体制というか、導入したあとフォローしていく相談体制をどうするかというところが、ポイントになるかと思うんですけども、そのあたりは、例えばですけども今の適応指導教室に先生方が、いらっしゃるということ。今、前美浦中の校長先生ですね。いらっしゃって、週に3日きております。その他の日は他の先生方が、間に週2日間来ていただいているというところもあるものですから、適応指導教室の先生方にそのフォローといいますか、そういったところもやっていただくのも、方法としては言えるのかなとは考えてはいます。いずれにしても、今の時代に反映した相談ツールだと思うんですね。このポイントというか、肝になるのが匿名で報告相談できるということだと思います。これが一番画期的なところといいますか、相談しやすいところということです。今までは名前等がわかってしまうと、逆に言いつけたと言われてしまい、いじめを傍観していて何もできないで終わってしまう子どもたちもいたと思うんですけども、このアプリの最大の効用の1つというのが、傍観者を仲裁者へというコンセプトなんだそうです。これまで何もできないで見ているだけだった子どもたちも、こういったことを通じて、声を上げることができるんじゃないかというところで、このアプリの効用といいますか、良さというのがあるのかなとは考えてお

ります。いずれにしても近隣でも少数の自治体しかまだ導入しておりませんので、今後に向けて委員の皆さんのご意見といたしますか。お聞かせ願えればと思います。

小峯委員 積極的に採用していく方向で、他の自治体の情報を集めることが必要だと思います。取手市の方法には、自宅でという部分をやはり入れている。もともと学校に持ってきてはいけないという基本方針ですから。それでいいと思うんですよ。同じような扱いでやっていくことが望ましいと思いました。

教育長 こちらのことは、今後、来年度に向けての予算要求もこれから始まりますので、アプリの導入と、それに向けた相談体制の整備というのは合わせて考えてやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【その他 資料提供】

- ・児童・生徒の携行品に係る配慮について
- ・美浦村女性行政推進協議会の20周年記念企画
「雅楽のお話と天平料理を楽しむひと時」について

小峯委員 私のほうから資料提供が2点です。まず、両面印刷になっています児童・生徒の携行品に係る配慮についてということで、前回この携行品の問題については、流山市を参考に何らかの形で考えていこうということがあったわけですが、9月6日付けの文科省の通知が出ているのを見つけたものですから具体的なところ工夫例というところ、この辺も学校に提示をして、行くことが望ましいかなと思って資料提供です。特にこの点で前もちょっと指摘したかと思えますけれども、盗難防止をどうするかという部分が非常に大きいかなというふうに思うんですね、学習道具を置いてけというから置いていったら、なくなっちゃったというのでは困るので、この辺をどうするのが、重要な要素になってくるかなというふうに思ったものですから、この辺をよく読み込む必要があるのかなというふうに考えましたので情報提供します。それからもう1点はカラー刷りのものです。これ、美浦村女性行政推進協議会の20周年記念企画ということで、22日の常陽リビングにも紹介されたものなんですね。それで、雅楽のお話と天平料理の復元ということで、みほふれ愛プラザでこれ実施をいたします。参加費1,000円ということで、器材費なんですね。実際に試食するというので1,000円かかりますけれども、皆さんに紹介してこれは美浦村女性行政推進協議会と美浦村の主催で教育委員会が後援という形でかかわるものがございますので、ぜひ時間がありましたら、ご参加いただければと思ひまして紹介をいたしました。裏を見てもらって、雅楽で実際にはこういった衣装、あるいは楽器もですね、ご本人から連絡があって、できる

だけ持ち込みますということなので、こういったすてきな衣装とか楽器も見ることが出来ます。雅楽は実は中国で生まれたものですが、今、日本にしか残ってなくて、人は中国にも指導に行くような人なんですね、今回お話という形なんですけど、いろいろなことを学ぶことが出来ます。それから天平料理の復元では、実際に美浦村の食材を使ってやろうということで、その準備に入っておりますので、ぜひそういったものに興味関心のある方は、参加していただければということで紹介をいたしました。

教育長 提供いただいた児童・生徒の携行品に係る配慮についてですね、これを踏まえて、学校とも詰めて取り扱いについては、また協議させていただきたいと思います。

- 【その他 ・いきいき茨城ゆめ国体美浦村実行委員会について
・“みほ”産業文化・スポーツフェスティバルについて】

生涯学習課長説明

生涯学習課長 2点ご報告いたします。まず、今年の“みほ”産業文化・スポーツフェスティバルについてなんですけども、昨年までは、美浦産業文化の次スポーツがなく、今年度からは、村民体育祭に代わるものとして、スポーツをつけ加えて11月3日に行うものでございます。次のページめくってください。昨年と変わったことだけ申し上げます。11月3日ですが、野外ステージで土屋の鳶若さんによります、はしご登りの実演を行います。また同じく野外ステージでノーテレビ・ノーゲーム運動のしおりの表彰を行います。芸能発表会では和楽器のユニット「産土」と書いて「うぶすな」と呼びますけれども、ゲストステージの発表です。ふれ愛プラザでは、カスミ会場となっていますが、ふれ愛プラザの2階から餅まきをやる予定でございます。餅まきは、まだ決定ではございませんが、商品券をボールとかに書きまして、当日限り有効の商品券といたしまして、お祭り広場とふれ愛プラザの直売所で使えるようなものを、餅まきで行いたいと思います。同じくカスミ会場では、スーパーカー、クラシックカーの展示がでございます。村民スポーツフェスティバルですが、光と風の丘公園の野球場や、多目的広場など、いろいろな場所を使って村民が楽しめるような、競技を考えてございます。野球ストラックアウト、サッカーのキックターゲット、だるま落とし、ナインフープス、バスケットですね、玉入れ、その他、地区対抗をひとつ残してはどうかという意見がありましたので、地区対抗として輪投げを行います。9月28日に行う実行委員会にこの案でかける予定でございます。

もう1つは、国体についてでございます。8月31日に第1回の実行委員会を行いまして、その資料を配布いたしました。議案1号から5まで提出いたしまして原案のとおり可決してございます。7ページには、実行委員会の委員名簿を載せ

てございます。村全体で取り組むようスポーツ関係においては、会長・副会長さんを配置しました。今回の国体は、東京オリンピックの前年ということであまり浸透していない状況でございます。美浦村は、デモンストレーションスポーツ競技で、都道府県別の得点にはかかわらないですが、ディスクゴルフが開催されます。選手として大体90名ぐらいの選手が出場する予定でございます。せっかく美浦村で開催されるのですから、村民の方に選手として20名ぐらいは出場していただきたいと我々は考えております。そためには、一般村民向けに今年からサロンとや、教室を実施してございます。もちろんPRも必要ですので9月の補正でPRの啓発品の補正をお願いしました。また、9月の15日から17日まで福井国体が開催されましたので、担当職員2人、正慶・増尾の2人が出張して見てまいりました。次の国体実行委員会については10月に第2回目の会議を実施予定でございます。

【 質 疑 】

浅野委員 音楽フェスティバルですが、年度初めは、10・11日の予定だったと思うんですけども、どういう経緯でこれが変更になったのか教えていただけますか。

生涯学習課長 当初は17日・18日の予定でしたが、そのスケジュールが誤っておりました。また、11月3日に大きなイベントがありますので、次の週ではちょっと担当者も事務的に苦しい状況ですので、1週あけることになりました。

浅野委員 ご都合があったんだとは思いましたが、多くの方は、年間でそういう行事が入るので、音楽フェスティバルに予定をあわせています。今回変わったことで参加できない方がいます。私もそうなんですけど、それでどうしたことだったのかなと思ったので質問しました。

教育長 これは関係者への日程の連絡というか、それはなされていると考えてよろしいですか。

生涯学習課長 部門別の打ち合わせ会議がありまして、関係者とは既に打合わせしております。
浅野委員 1週間を開けてという決定は何月にあったんでしょうか。

生涯学習課長 たしかな記憶ではないんですけども、6月か7月だったと思います。

【その他 児童館の説明会について】

栗山委員

先日9月7日ですか。開催された児童館の説明会について、情報共有のため報告をしていただければと思います。

子育て支援課長

先日児童館の保護者説明会を行いました。保護者の方に集まっていただき、1時間半程度のお時間をいただきまして、来年度からの運営の方針案をご説明させていただきました。内容は開館時間、また事業の内容等についての説明を行いました。それに対する保護者からのご意見は、指定管理という事業の体制、指定管理が今回3年の契約ということで、児童館自体が指定管理の運営となっているということが、保護者まで伝わっていなかったというご意見等がありました。また開館の時間が遅くなり時間を延長することについては、保護者からはありがたいというご意見もありました。午前中は9時からの開館だったんですけれども、午前中閉館をして午後から開館になるということに関して、一部の保護者から、午前中の開館にもどして欲しいという意見がございました。またもっと多く保護者からの意見を聞いてほしいというようなご意見もありましたので、保護者へのアンケートを今、再度行っております。先週の21日に児童館の放課後児童クラブを利用している保護者全員に対してアンケートを送付いたしました。送付の内容は児童館が来年からの運営の開館時間や内容等としてこの間お示しした資料を添付いたしまして、こういった変更になります、皆様のご意見をお聞かせくださいというアンケートを行っております。この間の保護者会でもそのアンケートをとった後、今すでに指定管理の募集は始まっておりますので、今後指定管理を進める中で、皆さんからいただきましたご意見をそこで提示できるものは提示をしていくというような説明を行っております。

教育長

子育て支援課長から説明ありましたんですが、経緯から申しあげますと、今の木原児童館と大谷児童館ですね。指定管理ということで業者に管理運営を任せるということで運営を行っております。それがちょうど3年の期間で、今年が3年目に当たるということで、来年度に向けては新たな指定管理、いわゆる管理運営をやってもら、法人等ということでいいんですけども、法人等を選定することになっております。まずはそういった手続になっているというところが保護者の方に我々もお話をしていなかったというところもあって、それをまずよく知らなかったというところがありました。あとは子育て支援課長との話とも重なるところがありますが、来年度以降の児童館の運営について、大きな変更点というのが午前中の開館をなくして1時以降に開館します。その代わり預かりの時間を30分遅く18時45分でしたかね、30分延長しますということで、我々としては子育てをしている家庭の負担の軽減というか、いわゆる放課後児童クラブ、子どもたちを預かることを手厚くしていきたいという思いがあります。これまで午前中に行っていたいろいろなサークル活動は、場所を変えて子育て支援センターの

2階等で、継続して行っていただくということで考えております。子育て支援の施設として、子育て支援センターは非常に整っておりますし、多くの入場者もあり村としてその立地場所もちょうど良いところに私はあると思いますし、快適なところだと思います。そこで、行ってもらえればと考えています。一方、児童館で活動している団体の方々については、児童館で活動することに意味があるんだという考えを持っていらっしゃる方もいて、村の考え方について納得できないという意見の方もおります。説明会の時に、保護者の方にアンケートをとってこないかという意見がありましたので、村として各児童館の利用者全てにアンケートを実施しまして、期限を決めて意見をこちらに送ってもらうことにしました。そのアンケート結果は、各利用者に結果をお示しすることにいたしますということで、児童館の保護者への説明会が終わったところであります。課長のお話と重複するところもありますけども、そういったことで9月7日に説明会を開催させていただいたところであります。

栗山委員

説明会には保護者として参加させていただきました。見ていて、要望も入るんですけども、保護者の方からすると指定管理者という言葉自体が聞きなれなかったり、行政の制度的な面だったりというところでなかなか理解されてないところも多かったなと思いました。今後はそういったものに対して、なるべく事前にですね、説明会のようなものがあるとよろしいのかなというのと、やはり感じたのはやってよかったなと思ったんですね。多分総勢30名程度はおられたかなと思うんですけども、直接対話することでいろんな意見が出されたので、ぜひとも今後は児童館の運営に限らず、何かしら子ども子育て的のところ、必要なくとも対話するところ、会議だとちょっと重苦しいのかもしれないですけど、何かしらこう一般の方とお話する機会が年に1、2回はあるとよろしいのかと思いましたので、ぜひとも検討していただきたいと思います。

教育長

何か変わるときには、丁寧に説明をしていきたいと思います。